

令和4年12月6日

令和4年第4回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 2 号	美浦村指定金融機関の指定について
議案第 3 号	美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 5 号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 6 号	美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）
議案第 9 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
議案第 10 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
議案第 11 号	稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
議案第 12 号	令和 4 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 13 号	令和 4 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号	令和 4 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 15 号	令和 4 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 16 号	令和 4 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 ○○○○○○

氏 名 鈴 木 登
○○○○年○○月○○日生

議案第1号

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美浦村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めらる。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 ○○○○○

氏 名 平 野 芳 弘
○○○○年○○月○○日生

議案第 2 号

美浦村指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、次の金融機関を令和 5 年 4 月 1 日から美浦村指定金融機関に指定するものとする。

令和 4 年 12 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

指定金融機関の名称及び所在地

株式会社筑波銀行 土浦市中央二丁目 11 番 7 号

議案第3号

美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の定年等に関する条例（昭和59年美浦村条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて村長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その他」を「その他の」に、「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「うえ、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職と

する。

(1) 美浦村職員の給与に関する条例(昭和32年美浦村条例第8号)第9条の2第1項(美浦村水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例(昭和51年美浦村条例第8号)第2条第2項及び美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例(平成26年美浦村条例第9号)第2条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職

(2) 美浦村の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年美浦村条例第12号)第3条の規定により任命権者が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情がある

ため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務

が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(村が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の美浦村職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の美浦村職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、村長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、

新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(村が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、

附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を

採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成22年美浦村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の6第6項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 美浦村職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(美浦村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 美浦村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「の期間、給料」に改め、同条に後段として次のように

加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ の $\frac{1}{1}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 美浦村職員の育児休業等に関する条例（平成4年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 美浦村職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 美浦村職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(美浦村職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。第6条の2第1項中「、第5項又は第10項」を「、又は第5項」に、「同条第2項、第3項若しくは第5項」を「これら」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、「又は同条第10項の規定による給料月額」を削り、

同条第2項を次のように改める。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3第1項第1号中「（以下）の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の3第2項中「第10条」を「第6条第2項から第9項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 美浦村職員の定年等に関する条例（昭和59年美浦村条例第9号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 美浦村職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規

定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.2 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2.3 育児短時間勤務職員等に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(美浦村職員の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 美浦村職員の旅費に関する条例(昭和43年美浦村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(美浦村水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改正)

第7条 美浦村水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例(昭和51年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改正)

第8条 美浦村電気事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例(平成26年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(美浦村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 美浦村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年美浦村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）附則第16項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(美浦村職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 美浦村職員の再任用に関する条例（平成13年美浦村条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一

部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（美浦村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美浦村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美浦村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条の3第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」

とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 美浦村職員の給与に関する条例第6条第2項、第3項及び第5項から第9項まで、第10条、第12条の2並びに第24条並びに新給与条例第6条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第16項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第 5 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(美浦村税条例の一部改正)

第 1 条 美浦村税条例（昭和 4 4 年美浦村条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 2 1 条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第 2 1 条 削除

(美浦村税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 2 条 美浦村税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 3 0 年美浦村条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村税外諸収入金に対する延滞金徴収条例

第 1 条中「督促手数料及び」を「に係る」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「督促手数料並びに」を削る。

(美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 美浦村後期高齢者医療に関する条例(平成20年美浦村条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(美浦村介護保険条例の一部改正)

第4条 美浦村介護保険条例(平成12年美浦村条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(美浦村下水道条例の一部改正)

第5条 美浦村下水道条例(平成16年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第24条中「、督促手数料」を削る。

(美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第6条 美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例(平成16年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なおその効力を有する。

議案第6号

美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年美浦村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年美浦村条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

美浦村いじめ再調査委員会委員	委員長	12,200円	〃	〃
	委員	11,700円	〃	〃

」の次に

「

美浦村学校施設跡地利活用検討委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を加え、

「

都市計画審議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」の次に

都市計画マスタープラン策定委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を加え、

旅館建築審査会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を削り、

美浦村統合小学校建設委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」の次に

美浦中学校の部活動の在り方検討委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

」を加える。

別表第2中

美浦村総合教育会議委員

」の次に

美浦村学校施設跡地利活用検討委員会委員

」を加え、

都市計画審議会委員

」の次に

都市計画マスタープラン策定委員会委員

」を加え、

旅館建築審査会委員

」を削り、

「

美浦村統合小学校建設委員会委員

」の次に

「

美浦中学校の部活動の在り方検討委員

」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
大山湖畔公園
- 2 指定する団体の名称
株式会社 プロジェクト茨城
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第9号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第10号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

別紙

次に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させるものとする。

1 土地 合計32,812.11㎡

所在	登記簿面積
龍ヶ崎市板橋町安台5 4 2 番 1	29,745.33㎡
龍ヶ崎市板橋町安台5 4 2 番 8	6.78㎡
龍ヶ崎市板橋町安台5 5 7 番	3,060.00㎡

2 建物 合計8,192.37㎡

建物の名称	延床面積
車庫	55.00㎡
重油タンク	21.20㎡
受付棟	18.90㎡
計量棟	49.98㎡
管理棟	774.87㎡
2 1 8 kℓ/日施設 1 6 3 kℓ/日設備	2,666.66㎡
2 1 8 kℓ/日施設 5 5 kℓ/日設備	2,258.39㎡
2 1 8 kℓ/日施設災害時等緊急貯留設備	1,530.50㎡
乾燥汚泥造粒施設	587.50㎡
造粒品倉庫	229.37㎡

3 構築物

構築物の名称	数量
計量証明設備	一式
1 6 3 kℓ/日設備機械設備	一式
5 5 kℓ/日設備機械設備	一式
災害時等緊急貯留設備機械設備	一式
乾燥汚泥造粒施設機械設備	一式

4 物品

物品の名称	数量
普通乗用車	1台
軽乗用車	1台
貨物自動車	1台
フォークリフト	2台
草刈機械	1台

備考 取得価格50万円以上のものを掲載した。

5 基金

基金の名称
財政調整基金
施設整備基金

6 上記以外の物品

議案第11号

稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約（昭和48年地指令第566号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

別紙

稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約

稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約（昭和48年地指令第566号）の全部を改正する。

第1章 総則

（組合の名称等）

第1条 この組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定による複合的一部事務組合とし、稲敷地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 し尿処理に関する事務	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町 美浦村
2 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利の設置及び管理に関する事務を除く。)	龍ヶ崎市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町
3 職員の共同研修に関する事務	美浦村
4 小貝川左岸、利根川左岸及び横利根川右岸の水防に関する事務	龍ヶ崎市 稲敷市 利根町 河内町
5 塵芥処理に関する事務	龍ヶ崎市 利根町 河内町

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、茨城県龍ヶ崎市板橋町436番地2に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は29人とし、

関係市町村の定数は次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市 7人
- (2) 取手市 3人
- (3) 牛久市 4人
- (4) 稲敷市 3人
- (5) 阿見町 3人
- (6) 利根町 3人
- (7) 河内町 3人
- (8) 美浦村 3人

2 組合議員は、関係市町村の議会議員のうちから、当該関係市町村の議会においてそれぞれ選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会議員の任期とする。ただし、当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属する関係市町村の議会において、直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

3 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会（以下「組合議会」という。）は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選挙しなければならない。

2 前項の議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は、関係市町村の長の互選によって定める。

3 副管理者の定数は7人とし、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 管理者は、組合を統括しこれを代表するとともに、組合の事務を管理し執行する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。

6 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期とする。ただし、当該関係市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、補助機関である組合職員のうちから管理者が任命する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては2年とする。ただし、組合議員のうちから選任される者にあつては、任期中に当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者（消防長を除く消防職員については消防長）がこれを任免する。

2 職員の定数その他については、組合の条例で定める。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料、使用料その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金に係る分賦の割合は、組合議会の議決により定める。

3 第1項の分担金の額は、組合議会の議決によって定め、関係市町村がそれぞれ負担するものとする。

4 前2項の規定による分担金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

第5章 補則

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 この組合は、令和5年3月31日をもって解散する龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の際、現にこの規約による改正前の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約（以下「改正前の規約」という。）第5条の規定による議員である者は、この規約による改正後の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約（以下

「改正後の規約」という。)第5条の規定に基づく組合議員とみなす。この場合において、当該組合議員の数が同条第1項各号に規定する定数を超えることとなる関係市町村(改正前の規約第2条の関係市町村をいう。)ごとの定数は、当該関係市町村の議会において改正後の規約第5条第2項の規定による選挙が行われるまでの間はなお従前の例によるものとし、同条第1項の組合議員の定数は、同項の規定にかかわらず、29人に当該超えることとなる関係市町村ごとの数を合計した数を加えた数とする。

- 4 改正後の規約第6条第1項の規定は、前項の組合議員の任期について準用する。
- 5 改正後の規約第5条第2項の規定は、この規約の施行の際、第3項の規定により組合議員とみなされる数が改正後の規約第5条第1項各号に規定する定数に満たない関係市町村(改正後の規約第2条の関係市町村をいう。)に係る当該定数に満たない組合議員の選挙について準用する。
- 6 改正後の規約第6条第1項の規定は、前項の規定により選出された組合議員の任期について準用する。
- 7 この規約の施行の際、現に改正前の規約第7条の規定による管理者及び副管理者である者は、改正後の規約第8条の規定に基づく管理者及び副管理者とみなし、同条第6項の規定は、その任期について準用する。
- 8 この規約の施行の際、現に改正前の規約第10条の規定による監査委員である者は、改正後の規約第10条の規定に基づく監査委員とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、この規約の施行の日における改正前の規約による監査委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。この場合において、同項ただし書の規定は、組合議員のうちから選任された監査委員について準用する。

議案第12号

令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

令和4年度美浦村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,190万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,490万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,538,256	△81,665	1,456,591
	1 地方交付税	1,538,256	△81,665	1,456,591
13 分担金及び負担金		57,193	280	57,473
	1 負担金	57,193	280	57,473
15 国庫支出金		738,617	29,522	768,139
	1 国庫負担金	422,589	2,725	425,314
	2 国庫補助金	312,550	26,797	339,347
16 県支出金		403,479	6,719	410,198
	1 県負担金	212,663	3,790	216,453
	2 県補助金	146,579	2,884	149,463
	3 県委託金	44,237	45	44,282
18 寄附金		98,001	85,455	183,456
	1 寄附金	98,001	85,455	183,456
19 繰入金		149,784	32,434	182,218
	1 特別会計繰入金	21,432	30,459	51,891
	2 基金繰入金	128,352	1,975	130,327
21 諸収入		119,846	9,260	129,106
	4 受託事業収入	5,839	625	6,464
	5 雑入	110,893	8,635	119,528
22 村債		328,780	89,900	418,680
	1 村債	328,780	89,900	418,680
歳入合計		6,722,997	171,905	6,894,902

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		96,552	60	96,612
	1 議会費	96,552	60	96,612
2 総務費		1,126,949	68,336	1,195,285
	1 総務管理費	876,613	66,946	943,559
	2 徴税費	154,239	972	155,211
	3 戸籍住民基本台帳費	74,407	418	74,825
3 民生費		1,970,727	63,308	2,034,035
	1 社会福祉費	1,362,871	16,536	1,379,407
	2 児童福祉費	607,556	46,772	654,328
4 衛生費		820,124	8,990	829,114
	1 保健衛生費	325,548	8,590	334,138
	2 環境衛生費	93,959	400	94,359
	3 清掃費	400,617	0	400,617
5 農林水産業費		343,766	14,787	358,553
	1 農業費	341,405	14,787	356,192
6 商工費		73,328	8,378	81,706
	1 商工費	73,328	8,378	81,706
8 消防費		307,223	136	307,359
	1 消防費	307,223	136	307,359
9 教育費		790,396	11,926	802,322
	2 小学校費	134,882	6,792	141,674
	3 中学校費	42,705	4,372	47,077
	4 幼稚園費	93,440	35	93,475
	5 社会教育費	162,008	△126	161,882
	6 保健体育費	182,289	853	183,142
11 公債費		677,118	△4,016	673,102
	1 公債費	677,118	△4,016	673,102

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		6,722,997	171,905	6,894,902

第 2 表 継 続 費 補 正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 教育費	2 小学校費	美浦村統合小学校建設事業	86,828	令和3年度	20,152	88,957	令和3年度	20,152
				令和4年度	66,676		令和4年度	68,805

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 印 刷 製 本 費	令和5年度	726
議 事 録 作 成 支 援 シ ス テ ム 保 守 管 理 委 託 料	令和5年度	429
図 書 デ ー タ T O O L i 使 用 料	令和5年度	616
清 掃 委 託 料	令和5年度	3,026
電 気 設 備 保 守 管 理 委 託 料	令和5年度	209
調 光 機 器 保 守 管 理 委 託 料	令和5年度	275
中 央 公 民 館 管 理 委 託 料	令和5年度	4,127
T R C 図 書 マ ー ク 保 守 料	令和5年度	220
光 と 風 の 丘 公 園 管 理 業 務 委 託 料	令和5年度	12,648
寝 具 賃 借 料	令和5年度	633
広 報 み ほ 等 定 期 配 布 業 務 委 託 料	令和5年度	222
広 報 み ほ 印 刷 製 本 費	令和5年度	2,779
広 報 紙 等 作 成 ソ フ ト ウ ェ ア 使 用 料	令和5年度	349
福 祉 バ ス 運 転 業 務 委 託 料	令和5年度	3,729
公 金 収 納 情 報 デ ー タ 化 サ ー ビ ス 手 数 料	令和5年度	1,300
河 川 水 質 調 査 委 託 料	令和5年度	167
動 物 死 骸 処 理 委 託 料	令和5年度	1,210
資 源 ゴ ミ 回 収 業 務 委 託 料	令和5年度	124
一 般 ご み 訪 問 収 集 業 務 委 託 料	令和5年度	286
美 駒 地 区 粗 大 ゴ ミ 収 集 業 務 委 託 料	令和5年度	1,408
防 犯 カ メ ラ 保 守 管 理 委 託 料	令和5年度	498
こ こ ろ の 体 温 計 業 務 委 託 料	令和5年度	31
こ こ ろ の 健 康 相 談 事 業 委 託 料	令和5年度	180
地 域 公 共 交 通 運 行 管 理 業 務 委 託 料	令和5年度	18,587
障 が い 者 地 域 生 活 支 援 事 業 委 託 料	令和5年度	960
出 納 窓 口 業 務 負 担 金	令和5年度	4,400
い じ め 防 止 ア プ リ 使 用 料	令和5年度	97

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
英 語 指 導 助 手 業 務 委 託 料	令和5年度	9,966
バ ス 運 行 業 務 委 託 料 (大 谷 小)	令和5年度	7,865
腸 内 病 原 細 菌 検 査 等 業 務 委 託 料	令和5年度	207
学 校 検 診 検 査 (心 臓 検 診 ・ 尿 検 査) 業 務 委 託 料	令和5年度	588
子 育 て 支 援 セ ン タ ー 管 理 業 務 委 託 料	令和5年度	1,861
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 コ ー ル セ ン タ ー 業 務 委 託 料	令和5年度	10
バ ス 運 行 業 務 委 託 料 (幼 稚 園)	令和5年度	5,904
P O S レ ジ 保 守 管 理 委 託 料	令和5年度	672
有 害 鳥 獣 駆 除 委 託 料	令和5年度	1,314
合 計		250,252

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
美浦村デイサービスセンター空調設備改修事業（介護サービス事業債）	22,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	396,580			

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業（一般廃棄物処理事業債）	104,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	189,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	396,580				418,680			

(廃止)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	備 考
美浦村デイサービスセンター空調設備改修事業（社会福祉施設整備事業債）	17,700	社会福祉施設整備事業債から介護サービス事業債に変更
合 計	396,580	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	1,538,256	△81,665	1,456,591
13 分担金及び負担金	57,193	280	57,473
15 国庫支出金	738,617	29,522	768,139
16 県支出金	403,479	6,719	410,198
18 寄附金	98,001	85,455	183,456
19 繰入金	149,784	32,434	182,218
21 諸収入	119,846	9,260	129,106
22 村債	328,780	89,900	418,680
歳入合計	6,722,997	171,905	6,894,902

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	96,552	60	96,612				60
2 総務費	1,126,949	68,336	1,195,285	3,326		1,846	63,164
3 民生費	1,970,727	63,308	2,034,035	7,418	4,400	1,547	49,943
4 衛生費	820,124	8,990	829,114	2,485	85,500		△78,995
5 農林水産業費	343,766	14,787	358,553	14,233		280	274
6 商工費	73,328	8,378	81,706	8,378			
8 消防費	307,223	136	307,359				136
9 教育費	790,396	11,926	802,322	401		1,379	10,146
11 公債費	677,118	△4,016	673,102				△4,016
歳 出 合 計	6,722,997	171,905	6,894,902	36,241	89,900	5,052	40,712

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	1,538,256	△81,665	1,456,591
計	1,538,256	△81,665	1,456,591

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	△81,665	15 震災復興特別交付税	△81,665

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 農林水産業費負担金	3,188	280	3,468
計	57,193	280	57,473

1 農業費負担金	280	8 パイプライン修繕工事水利組合負担金	280
----------	-----	---------------------	-----

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	344,681	2,725	347,406
計	422,589	2,725	425,314

2 障がい者福祉費負担金	2,725	20 障害児入所給付費等負担金	2,725
--------------	-------	-----------------	-------

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	127,243	25,589	152,832
2 民生費国庫補助金	107,199	858	108,057
5 教育費国庫補助金	3,219	350	3,569
計	312,550	26,797	339,347

1 総務管理費補助金	25,589	52 個人番号カード交付事務費補助金 80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	808 24,781
2 児童福祉費補助金	858	35 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業交付金	858
1 小学校費補助金	245	60 学校保健特別対策事業費補助金	245
2 中学校費補助金	105	40 学校保健特別対策事業費補助金	105

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	208,095	3,790	211,885
計	212,663	3,790	216,453

2 障がい者福祉費負担金	1,362	20 障害児通所給付費等負担金	1,362
5 後期高齢者医療広域連合負担金	2,428	5 保険基盤安定負担金(3/4)	2,428

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	5,037	100	5,137
4 農林水産業費県補助金	63,205	2,733	65,938
7 教育費県補助金	4,437	51	4,488
計	146,579	2,884	149,463

2 環境衛生費補助金	100	16 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金	100
1 農業費補助金	2,733	35 経営所得安定対策等推進事業費補助金 77 儲かる産地支援事業費補助金	1,760 973
3 教育総務費補助金	51	35 小学校口腔衛生費補助金	51

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費県委託金	1	45	46
計	44,237	45	44,282

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	36,000	83,705	119,705
2 指定寄附金	62,001	1,750	63,751
計	98,001	85,455	183,456

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

6 電気事業会計繰入金	0	30,459	30,459
計	21,432	30,459	51,891

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

9 学校施設建設基金繰入金	66,676	2,129	68,805
10 ふるさと応援基金繰入金	50,402	△154	50,248
計	128,352	1,975	130,327

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	5,546	625	6,171
計	5,839	625	6,464

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	52,251	8,635	60,886
計	110,893	8,635	119,528

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 障がい者福祉費委託金	45	10 生活のしづらさなどに関する調査事務取扱交付金	45

1 一般寄附金	83,705	20 一般寄附金	83,705
1 指定寄附金	1,750	18 企業版ふるさと納税寄附金	500
		30 教育事業費指定寄附金	1,250

1 電気事業会計繰入金	30,459	5 電気事業会計繰入金	30,459
-------------	--------	-------------	--------

1 学校施設建設基金繰入金	2,129	5 学校施設建設基金繰入金	2,129
1 ふるさと応援基金繰入金	△154	5 ふるさと応援基金繰入金	△154

1 民生費受託事業収入	625	10 茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務委託金	625
-------------	-----	----------------------------	-----

1 児童福祉雑入	400	10 ファミリーサポート会員利用料	400
7 雑入	8,235	37 みほふれ愛プラザ電気使用料	364
		42 後期高齢者医療制度特別対策補助金	38
		138 茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金精算金	4,713
		167 茨城県町村会事業推進交付金	3,000
		199 高齢者健診負担金	120

(款) 22 村債

(項) 1 村債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 衛生債	104,200	85,500	189,700
6 民生債	17,700	4,400	22,100
計	328,780	89,900	418,680

節		説明
区分	金額	
1 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債	85,500	5 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債 (一般廃棄物処理事業債) 85,500
2 美浦村デイサービスセンター改修事業債	4,400	5 美浦村デイサービスセンター空調設備改修事業 (社会福祉施設整備事業債) △17,700 10 美浦村デイサービスセンター空調設備改修事業 (介護サービス事業債) 22,100

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	96,552	60	96,612				60
計	96,552	60	96,612				60

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	241,622	780	242,402				780
2 文書広報費	12,611	76	12,687			76	
5 財産管理費	50,083	5,851	55,934	2,518			3,333
7 企画費	126,097	110	126,207				110

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	60	1 職員給与関係経費（議会費） 60
		3 職員手当等 60
		5 時間外勤務手当
		1 時間外勤務手当

3 職員手当等	479	1 特別職給与関係経費（総務管理費） 36
		4 共済費 36
		2 職員共済組合負担金
		2 職員共済組合負担金（特別職）
4 共済費	36	2 職員給与関係経費（総務管理費） 479
		3 職員手当等 479
		2 住居手当 448
		1 住居手当
		3 通勤手当 31
		3 通勤手当（一般職）
13 使用料及び賃借料	265	3 総務事務費 265
		13 使用料及び賃借料 265
		1 使用料
		1 有料道路使用料
10 需用費	76	2 広報活動費 76
		10 需用費 76
		5 光熱水費
		1 電気使用料
10 需用費	3,333	2 庁舎管理費 3,328
		10 需用費 3,328
		1 消耗品費 312
		1 消耗品費
		2 燃料費 1,469
		1 庁舎用燃料代
		5 光熱水費 1,547
		1 電気使用料 1,524
		5 上下水道使用料 23
14 工事請負費	2,518	5 大山湖畔公園管理費 2,523
		10 需用費 5
		5 光熱水費
		1 電気使用料
		14 工事請負費 2,518
		1 土木工事 403
		25 自動車庫段差改修工事
		2 建築工事 2,115
		5 電気設備工事
12 委託料	55	14 企業版ふるさと納税事業費 110
		12 委託料 55
		5 業務委託料
		5 寄附金支援業務委託料
13 使用料及び賃借料	55	13 使用料及び賃借料 55
		1 使用料

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(7 企画費)							
12 防犯対策費	8,882	1,440	10,322				1,440
14 減債基金費	301,935	57,689	359,624				57,689
17 学校施設建設基金費	60,024	1,000	61,024			1,000	
計	876,613	66,946	943,559	2,518		1,076	63,352

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課費	41,062	972	42,034			770	202
計	154,239	972	155,211			770	202

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	74,407	418	74,825	808			△390
計	74,407	418	74,825	808			△390

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	434,234	830	435,064				830
2 老人福祉費	263,041	257	263,298				257

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		5 ふるさとコネクト使用料
10 需用費	1,440	2 防犯対策事業費 1,440 10 需用費 1,440 5 光熱水費 1 電気使用料
24 積立金	57,689	2 減債基金費 57,689 24 積立金 57,689 2 減債基金積立金 1 減債基金積立金
24 積立金	1,000	2 学校施設建設基金費 1,000 24 積立金 1,000 9 学校施設建設基金積立金 1 学校施設建設基金積立金

10 需用費	906	2 賦課事務費 972 10 需用費 906 1 消耗品費 1 消耗品費
12 委託料	66	12 委託料 66 5 業務委託料 25 ご当地ナンバーデザイン委託料

1 報酬	405	4 住民基本台帳事務費 418 1 報酬 405 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
8 旅費	13	8 旅費 13 1 費用弁償 1 費用弁償

18 負担金補助及び交付金	830	2 社会福祉事務費 830 18 負担金補助及び交付金 830 10 補助金 1 村社会福祉協議会
10 需用費	15	5 在宅福祉事業費 257 10 需用費 15 1 消耗品費 1 消耗品費
12 委託料	25	12 委託料 25 5 業務委託料 21 ひとり暮らし老人愛の定期便事業委託料
14 工事請負費	71	14 工事請負費 71

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
(2 老人福祉費)							
3 障がい者福祉費	348,738	5,819	354,557	4,132			1,687
5 社会福祉施設費	25,485	0	25,485		4,400		△4,400
6 後期高齢者医療給付費	193,942	4,156	198,098	2,428		783	945
7 医療福祉費	97,208	5,474	102,682				5,474
計	1,362,871	16,536	1,379,407	6,560	4,400	783	4,793

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	113,005	44,575	157,580			764	43,811
-----------	---------	--------	---------	--	--	-----	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	146	2 建築工事 1 緊急通報装置取付工事	71
		19 扶助費 5 その他扶助費 1 福祉タクシー利用料金援助費	146
3 職員手当等	45	4 障がい者自立支援給付事業費	324
		22 償還金、利子及び割引料 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金	324
19 扶助費	5,450	5 障がい児通所給付事業費	5,450
		19 扶助費 5 その他扶助費 65 障がい児通所給付費	5,450
22 償還金、利子及び割引料	324	69 生活のしづらさなどに関する調査費	45
		3 職員手当等 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当	45
12 委託料	827	2 後期高齢者医療事務費	917
		12 委託料 5 業務委託料 5 保健事業委託料	827
18 負担金補助及び交付金	90	18 負担金補助及び交付金 10 補助金 5 人間ドック等補助金	90
27 繰出金	3,239	3 後期高齢者医療特別会計繰出金	3,239
		27 繰出金 17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分） 1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）	3,239
22 償還金、利子及び割引料	5,474	2 医療福祉事務費	5,474
		22 償還金、利子及び割引料 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金	5,474
7 報償費	630	2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費	1,554
		10 需用費 5 光熱水費 1 電気使用料	1,554
10 需用費	1,554	7 ファミリーサポート事業費	630
		7 報償費 1 報償金 3 事業協力者謝礼	630
16 公有財産購入費	35,463	9 特別児童扶養手当事務費	2
		22 償還金、利子及び割引料	2

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
3 保育所費	250,112	2,197	252,309				2,197
4 児童館費	39,269	0	39,269	858			△858
計	607,556	46,772	654,328	858		764	45,150

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	133,493	530	134,023				530
2 予防費	161,627	7,500	169,127	2,385			5,115

(単位：千円)

区分	金額	説明
22 償還金、利子及び割引料	6,928	5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金 14 放課後児童クラブ整備事業費 35,463 16 公有財産購入費 1 公有財産購入費 1 土地購入費 69 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付費 4,850 22 償還金、利子及び割引料 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金 70 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付事務費 2,076 22 償還金、利子及び割引料 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
10 需用費	1,900	3 大谷保育所管理費 1,797 10 需用費 1,500 2 燃料費 1,200 1 庁舎用燃料代
14 工事請負費	297	5 光熱水費 300 1 電気使用料 14 工事請負費 297 2 建築工事 14 防犯灯等設置工事 5 木原保育所管理費 400 10 需用費 400 5 光熱水費 1 電気使用料

3 職員手当等	430	1 職員給与関係経費（保健衛生総務費） 430 3 職員手当等 430 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
18 負担金補助及び交付金	100	4 子育て世代包括支援事業費 100 18 負担金補助及び交付金 100 10 補助金 5 授乳服等購入費補助金
10 需用費	8	2 予防接種事業費 308 22 償還金、利子及び割引料 308 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
11 役務費	12	4 新型コロナウイルス感染防止対策事業 2,365 17 備品購入費 2,365 2 機械器具費
17 備品購入費	2,365	10 機械器具費（資産） 5 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 4,827

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
(2 予防費)							
3 保健センター管理費	5,600	558	6,158				558
4 健康増進費	24,828	2	24,830				2
計	325,548	8,590	334,138	2,385			6,205

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	93,335	400	93,735	100			300
計	93,959	400	94,359	100			300

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	380,475	0	380,475		85,500		△85,500
計	400,617	0	400,617		85,500		△85,500

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	85,852	14,233	100,085	14,233			
5 農地費	188,126	554	188,680			280	274
計	341,405	14,787	356,192	14,233		280	274

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	5,115	10 需用費	8
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
		11 役務費	12
		5 筆耕翻訳料	
22 償還金、利子及び割引料	4,807	1 筆耕手数料	
		22 償還金、利子及び割引料	
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
		2 保健センター管理費	558
10 需用費	558	10 需用費	558
		5 光熱水費	
		1 電気使用料	
22 償還金、利子及び割引料	2	4 がん検診推進事業費	2
		22 償還金、利子及び割引料	2
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	

3 職員手当等	400	1 職員給与関係経費（環境衛生総務費）	400
		3 職員手当等	400
		5 時間外勤務手当	
		1 時間外勤務手当	

18 負担金補助及び交付金	14,233	5 産地確立推進事業費	2,733
		18 負担金補助及び交付金	2,733
		10 補助金	
		77 儲かる産地支援事業費補助金	973
		90 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	1,760
18 負担金補助及び交付金	11,500	11 新型コロナ農業経営安定化事業	11,500
		18 負担金補助及び交付金	11,500
		10 補助金	
		15 農業用肥飼料価格高騰緊急対策補助金	
10 需用費	554	2 土地改良振興事業費	554
		10 需用費	554
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工振興費	72,457	5,350	77,807	5,350			
2 観光費	871	3,028	3,899	3,028			
計	73,328	8,378	81,706	8,378			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	289,996	41	290,037				41
4 災害対策費	13,178	95	13,273				95
計	307,223	136	307,359				136

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	124,690	6,642	131,332	296		2,129	4,217
---------	---------	-------	---------	-----	--	-------	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	5,350	6 新型コロナ対策地域経済活性化事業 5,350 18 負担金補助及び交付金 5,350 10 補助金 35 貨物運送業者支援金
14 工事請負費	3,028	4 大山スロープ管理事業費 3,028 14 工事請負費 3,028 1 土木工事 5 駐艇枠設置工事 1,730 10 安全施設設置工事 1,298

10 需用費	41	3 消防車管理費 41 10 需用費 41 2 燃料費 2 公用車等燃料代
10 需用費	95	4 屋外防災行政無線管理費 95 10 需用費 95 5 光熱水費 1 電気使用料

7 報償費	6	2 小学校保健管理費 51 7 報償費 6 1 報償金 3 事業協力者謝礼
10 需用費	3,867	10 需用費 45 1 消耗品費 1 消耗品費
11 役務費	150	3 木原小学校学校管理費 1,250 10 需用費 1,250 2 燃料費 600 1 庁舎用燃料代 5 光熱水費 650 1 電気使用料 500
12 委託料	2,129	5 上下水道使用料 150
17 備品購入費	490	4 大谷小学校学校管理費 1,500 10 需用費 1,350 2 燃料費 850 1 庁舎用燃料代 5 光熱水費 500 1 電気使用料 11 役務費 150 1 通信運搬費 2 電話料
		5 安中小学校学校管理費 1,200 10 需用費 1,200 2 燃料費 700

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 学校管理費)							
2 教育振興費	10,192	150	10,342			150	
計	134,882	6,792	141,674	296		2,279	4,217

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	28,783	4,272	33,055	105			4,167
---------	--------	-------	--------	-----	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 庁舎用燃料代 5 光熱水費 500 1 電気使用料 150 5 上下水道使用料 350 7 小学校施設管理費 22 10 需用費 22 1 消耗品費 1 消耗品費 8 美浦村統合小学校建設事業費 2,129 12 委託料 2,129 8 測量・設計・監理委託料 103 美浦村統合小学校建設実施設計業務委託料 60 木原小学校保健特別対策事業 140 17 備品購入費 140 1 庁用器具費 1 庁用器具費 61 大谷小学校保健特別対策事業 210 17 備品購入費 210 1 庁用器具費 1 庁用器具費 62 安中小学校保健特別対策事業 140 17 備品購入費 140 1 庁用器具費 1 庁用器具費 4 木原小学校教育振興事業費 50 17 備品購入費 50 4 図書購入費 1 図書購入費 5 大谷小学校教育振興事業費 50 17 備品購入費 50 4 図書購入費 1 図書購入費 6 安中小学校教育振興事業費 50 17 備品購入費 50 4 図書購入費 1 図書購入費
17 備品購入費	150	

10 需用費	4,042	3 美浦中学校学校管理費 4,020 10 需用費 4,000 5 光熱水費 1 電気使用料
11 役務費	20	11 役務費 20 1 通信運搬費 2 電話料
17 備品購入費	210	5 中学校施設管理費 42 10 需用費 42 6 修繕料

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1) 学校管理費							
2 教育振興費	13,922	100	14,022			100	
計	42,705	4,372	47,077	105		100	4,167

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	93,440	35	93,475				35
計	93,440	35	93,475				35

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	97,359	519	97,878				519
2 公民館費	33,790	355	34,145				355
3 文化財保護費	21,670	△1,000	20,670			△1,000	
計	162,008	△126	161,882			△1,000	874

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	4,501	53	4,554				53
4 学校給食費	134,532	800	135,332				800

(単位：千円)

区分	金額	説明
		2 施設等修繕料 53 美浦中学校保健特別対策事業 210
		17 備品購入費 210
		1 庁用器具費
		1 庁用器具費
		4 美浦中学校教育振興事業費 100
17 備品購入費	100	17 備品購入費 100
		4 図書購入費
		1 図書購入費

4 共済費	35	1 職員給与関係経費(幼稚園費) 35
		4 共済費 35
		2 職員共済組合負担金
		5 職員共済組合負担金(会計年度任用職パートタイム)

3 職員手当等	200	1 職員給与関係経費(社会教育総務費) 200
		3 職員手当等 200
		5 時間外勤務手当
		1 時間外勤務手当
10 需用費	319	4 安中地区多目的研修集会施設管理費 319
		10 需用費 319
		5 光熱水費
		1 電気使用料
10 需用費	355	3 中央公民館管理費 355
		10 需用費 355
		2 燃料費
		1 庁舎用燃料代
18 負担金補助及び交付金	△1,000	3 文化財保護事業費 △1,000
		18 負担金補助及び交付金 △1,000
		10 補助金
		1 指定文化財清掃・管理業務補助金

1 報酬	51	3 体育振興費 53
		1 報酬 51
		3 非常勤職員報酬
		35 美浦中学校部活動のあり方検討委員会委員
10 需用費	2	10 需用費 2
		3 食糧費
		1 食糧費
10 需用費	800	2 木原小給食事業運営費 150
		10 需用費 150
		2 燃料費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(4 学校給食費)							
計	182,289	853	183,142				853

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	638,289	811	639,100				811
2 利子	38,828	△4,827	34,001				△4,827
計	677,118	△4,016	673,102				△4,016

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 庁舎用燃料代
		3 大谷小給食事業運営費 350
		10 需用費 350
		2 燃料費
		1 庁舎用燃料代
		4 安中小給食事業運営費 150
		10 需用費 150
		2 燃料費
		1 庁舎用燃料代
		5 美浦中給食事業運営費 150
		10 需用費 150
		2 燃料費
		1 庁舎用燃料代

		2 元金償還費 811
22 償還金、利子及び割引料	811	22 償還金、利子及び割引料 811
		1 長期借入債元金償還金
		1 長期借入債元金償還金
		2 利子償還費 △4,827
22 償還金、利子及び割引料	△4,827	22 償還金、利子及び割引料 △4,827
		2 長期借入債利子償還金
		1 長期借入債利子償還金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,470 (3.25)			2,070	20,460	1,965	22,425	
	議員	12	41,784		13,415 (3.25)				55,199	13,627	68,826	
	その他の 特別職	621	23,363						23,363		23,363	
	計	635	65,147	13,920	17,885			2,070	99,022	15,592	114,614	
補正前	長等	2		13,920	4,470 (3.25)			2,070	20,460	1,929	22,389	
	議員	12	41,784		13,415 (3.25)				55,199	13,627	68,826	
	その他の 特別職	611	23,312						23,312		23,312	
	計	625	65,096	13,920	17,885			2,070	98,971	15,556	114,527	
比較	長等									36	36	
	議員											
	その他の 特別職	10	51						51		51	
	計	10	51						51	36	87	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>77</u>) 167	81,169	588,688	388,383	1,058,240	187,377	1,245,617	
補正前	(<u>77</u>) 167	80,764	588,688	386,769	1,056,221	187,342	1,243,563	
比較	(<u> </u>)	405		1,614	2,019	35	2,054	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	8,733	4,838	9,736		36,175	1,074	16,308	144,126	88,715	78,678	
	補正前	8,733	4,390	9,705		35,040	1,074	16,308	144,126	88,715	78,678	
	比較		448	31		1,135						

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>8</u>) 130		504,868	339,085	843,953	152,074	996,027	
補正前	(<u>8</u>) 130		504,868	337,471	842,339	152,074	994,413	
比較	(<u> </u>)			1,614	1,614		1,614	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	8,733	4,838	8,141		31,945	1,074	16,308	112,277	88,715	67,054	
	補正前	8,733	4,390	8,110		30,810	1,074	16,308	112,277	88,715	67,054	
	比較		448	31		1,135						

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>69</u> 37)	81,169	83,820	49,298	214,287	35,303	249,590	
補 正 前	(<u>69</u> 37)	80,764	83,820	49,298	213,882	35,268	249,150	
比 較	(<u> </u>)	405			405	35	440	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,595		4,230			31,849		11,624	
	補 正 前			1,595		4,230			31,849		11,624	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.00 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 138 人 138 人 補正前 138 人 138 人 増 減 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	1,614	制度改正に伴う増減分	期末手当	
		その他の増減分	1,614	扶養手当 住居手当 448 通勤手当 31 特殊勤務手当 時間外勤務手当 1,135 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和4年12月1日現在	平均給料月額	324,037	317,080
	平均給与月額	360,962	325,160
	平均年令	42歳1月	55歳10月
令和4年10月1日現在	平均給料月額	323,468	317,080
	平均給与月額	358,333	325,160
	平均年令	41歳11月	55歳8月

イ. 初任給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高校卒	150,600	147,900	150,600	147,900
大学卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和4年12月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 5	() 100.0%
	6	() 14	() 11.2%	3	()	()
	5	() 21	() 16.8%	2	()	()
	4	() 33	() 26.4%	1	()	()
	3	() 22	() 17.6%			
	2	() 22	() 17.6%			
	1	() 9	() 7.2%			
	計	() 125	() 100.0%	計	() 5	() 100.0%
令和4年10月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 5	() 100.0%
	6	() 14	() 11.2%	3	()	()
	5	() 21	() 16.8%	2	()	()
	4	() 33	() 26.4%	1	()	()
	3	() 22	() 17.6%			
	2	() 22	() 17.6%			
	1	() 9	() 7.2%			
	計	() 125	() 100.0%	計	() 5	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士、幼稚園の主任教諭	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長、幼稚園の教頭、園長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	130	125	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	130	125	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.25) 4.30	有	
補 正 前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.25) 4.30	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.25) 4.30	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第13号

令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,831万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,150万1千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		395,329	△68,398	326,931
	1 国民健康保険税	395,329	△68,398	326,931
3 国庫支出金		1	81	82
	1 国庫補助金	1	81	82
歳入合計		1,759,818	△68,317	1,691,501

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48,158	81	48,239
	1 総務管理費	44,693	81	44,774
6 基金積立金		97,255	△70,062	27,193
	1 基金積立金	97,255	△70,062	27,193
8 諸支出金		4,209	1,664	5,873
	1 償還金及び還付加算金	2,829	1,664	4,493
歳 出 合 計		1,759,818	△68,317	1,691,501

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	395,329	△68,398	326,931
3 国庫支出金	1	81	82
歳入合計	1,759,818	△68,317	1,691,501

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	48,158	81	48,239	81			
6 基金積立金	97,255	△70,062	27,193				△70,062
8 諸支出金	4,209	1,664	5,873				1,664
歳 出 合 計	1,759,818	△68,317	1,691,501	81			△68,398

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	395,323	△68,398	326,925
計	395,329	△68,398	326,931

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	△44,341	15 普通徴収分	△41,859
		20 特別徴収分	△2,482
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△17,704	15 普通徴収分	△17,079
		20 特別徴収分	△625
3 介護納付金分現年課税分	△6,353	15 普通徴収分	△6,353

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	81	81
計	1	81	82

1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	81	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	81
------------------------	----	------------------------	----

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	43,864	81	43,945	81			
計	44,693	81	44,774	81			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支払準備基金積立金	97,255	△70,062	27,193				△70,062
計	97,255	△70,062	27,193				△70,062

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 その他償還金	2	1,664	1,666				1,664
計	2,829	1,664	4,493				1,664

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	66	2 国民健康保険事務費 81
		10 需用費 66
		4 印刷製本費
		1 印刷製本費
11 役務費	15	11 役務費 15
		1 通信運搬費
		1 郵便料

24 積立金	△70,062	2 支払準備基金 △70,062
		24 積立金 △70,062
		10 支払準備基金積立金
		1 支払準備基金積立金

22 償還金、利子及び 割引料	1,664	2 国庫支出金等返還金 1,664
		22 償還金、利子及び割引料 1,664
		5 国庫支出金等返還金
		2 県支出金返還金

議案第14号

令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,096万6千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		41,125	3,239	44,364
	1 一般会計繰入金	41,125	3,239	44,364
歳入合計		187,727	3,239	190,966

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		182,647	3,239	185,886
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	182,647	3,239	185,886
歳 出 合 計		187,727	3,239	190,966

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	41,125	3,239	44,364
歳入合計	187,727	3,239	190,966

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	182,647	3,239	185,886			3,239	
歳 出 合 計	187,727	3,239	190,966			3,239	

2 歳 入
(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 保険基盤安定繰入金	37,667	3,239	40,906
計	41,125	3,239	44,364

節		説明	
区分	金額		
1 保険基盤安定繰入金	3,239	5 保険基盤安定繰入金	3,239

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	182,647	3,239	185,886			3,239	
計	182,647	3,239	185,886			3,239	

節		説明
区分	金額	
		2 後期高齢者医療広域連合納付金 3,239
18 負担金補助及び交付金	3,239	18 負担金補助及び交付金 3,239
		5 負担金
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金

議案第15号

令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度美浦村の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	549,795千円	0千円	549,795千円
支 出			
第1款 水道事業費用	551,889千円	3,121千円	555,010千円
第1項 営業費用	526,083千円	3,121千円	529,204千円

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			551,889	3,121	555,010	
	1. 営業費用		526,083	3,121	529,204	
		2. 配水及び給水費	70,447	2,920	73,367	
		4. 総係費	47,924	201	48,125	

令和4年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 2,606	△ 2,856	△ 5,462
減価償却費	116,403	0	116,403
資産減耗費	1	0	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	775	0	775
長期前受金戻入額	△ 22,278	0	△ 22,278
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	13,329	0	13,329
未収金の増減額 (△は増加)	1,000	0	1,000
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,111	0	△ 3,111
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 4,512	0	△ 4,512
小計	99,001	△ 2,856	96,145
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 13,329	0	△ 13,329
業務活動によるキャッシュ・フロー	85,673	△ 2,856	82,817
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 47,898	0	△ 47,898
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,038	0	△ 46,038
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 72,129	0	△ 72,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,129	0	△ 72,129
資金増加額 (又は減少額)	△ 32,494	△ 2,856	△ 35,350
資金期首残高	979,529	0	979,529
資金期末残高	947,035	△ 2,856	944,179

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当			計
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	1,737	17,436		11,534	30,707	5,624	36,331
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	1,737	17,436		11,534	30,707	5,624	36,331
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	1,737	17,436		11,333	30,506	5,624	36,130
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	1,737	17,436		11,333	30,506	5,624	36,130
比 較	損益勘定支弁職員						201	201		201
	資本勘定支弁職員									
	合 計						201	201		201

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	558		176		901	324	4,324	3,104	2,147
	補正前	558		176		700	324	4,324	3,104	2,147
	比 較					201				

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当			計
補 正 後	損益勘定支弁職員		5		17,436		11,151	28,587	5,231	33,818
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5		17,436		11,151	28,587	5,231	33,818
補 正 前	損益勘定支弁職員		5		17,436		10,950	28,386	5,231	33,617
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5		17,436		10,950	28,386	5,231	33,617
比 較	損益勘定支弁職員						201	201		201
	資本勘定支弁職員									
	合 計						201	201		201

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	558		176		901	324	3,941	3,104	2,147
	補正前	558		176		700	324	3,941	3,104	2,147
	比 較					201				

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費					法定福利費	合 計		
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金			手当	計
補正後	損益勘定支弁職員		1	1,737			383	2,120	393	2,513
	資本勘定支弁職員									
	合 計		1	1,737			383	2,120	393	2,513
補正前	損益勘定支弁職員		1	1,737			383	2,120	393	2,513
	資本勘定支弁職員									
	合 計		1	1,737			383	2,120	393	2,513
比較	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
	合 計									

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後							383		
	補正前							383		
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	行政職	給与改定の状況 補正前 給与改定率 0.00 % 補正後 給与改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	行政職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 5人 5人 補正前 5人 5人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	201	制度改正に伴う増減分	期末手当	
		その他の増減分	201 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 201 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和4年12月1日現在	平均給料月額	342,300	266,500
	平均給与月額	399,754	281,420
	平均年令	42歳 3月	34歳 4月
令和4年9月1日現在	平均給料月額	342,300	266,500
	平均給与月額	374,075	277,311
	平均年令	42歳 0月	34歳 1月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	150,600	150,600	
大 学 卒	182,200	182,200	

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	() 1	() 25.0%	5	()	()
	4	() 1	() 25.0%	4	()	()
	3	() 2	() 50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%	計	()	()
令和4年9月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	() 1	() 25.0%	5	()	()
	4	() 1	() 25.0%	4	()	()
	3	() 2	() 50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{2.25}{4.30}$)	有	
補正前	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{2.25}{4.30}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{2.25}{4.30}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和4年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 補 正 予 定 額	計	
1.	水道事業費用		551,889	3,121	555,010	
	1.	営業費用	526,083	3,121	529,204	
		2.	配水及び給水費	70,447	2,920	73,367
		4.	総係費	47,924	201	48,125

節		説 明	
区 分	金 額		
動力費	2,920	・電気料	2,920
手当	201	・時間外勤務手当	201

議案第16号

令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度美浦村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	710,891千円	0千円	710,891千円
支 出			
第1款 事業費用	826,057千円	18,458千円	844,515千円
第1項 営業費用	743,861千円	18,458千円	762,319千円

令和4年12月6日提出

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			826,057	18,458	844,515	
	1. 営業費用		743,861	18,458	762,319	
		1. 管渠費（公共 下水道事業）	16,271	800	17,071	
		2. 管渠費（農業 集落排水事業）	23,623	320	23,943	
		3. 処理場費（公共 下水道事業）	112,249	8,340	120,589	
		4. 処理場費（農業 集落排水事業）	62,766	8,998	71,764	

令和4年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 127,975	△ 16,780	△ 144,755
減価償却費	468,765	0	468,765
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	270	0	270
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 35	0	△ 35
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
長期前受金戻入額	△ 299,577	0	△ 299,577
受取利息及び受取配当金	0	0	0
支払利息	68,393	0	68,393
未収金の増減額 (△は増加)	△ 6,551	0	△ 6,551
未払金の増減額 (△は減少)	△ 294	0	△ 294
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	102,997	△ 16,780	86,217
利息及び配当金の受取額	0	0	0
利息の支払額	△ 68,393	0	△ 68,393
業務活動によるキャッシュ・フロー	34,604	△ 16,780	17,824
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 886,664	0	△ 886,664
補助金による収入	612,876	0	612,876
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	12,604	0	12,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 261,184	0	△ 261,184
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	473,655	0	473,655
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 274,343	0	△ 274,343
財務活動によるキャッシュ・フロー	199,312	0	199,312
資金増加額 (又は減少額)	△ 27,268	△ 16,780	△ 44,048
資金期首残高	650,886	0	650,886
資金期末残高	623,618	△ 16,780	606,838

令和4年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 補 正		計	節		説 明
			予 定 額	予 定 額		区 分	金 額	
1.	事業費用		826,057	18,458	844,515			
	1.	営業費用	743,861	18,458	762,319			
		1. 管渠費（公共 下水道事業）	16,271	800	17,071	動力費	800	・マンホールポンプ電気料 800
		2. 管渠費（農業 集落排水事業）	23,623	320	23,943	動力費	320	・舟子地区マンホールポンプ電気料 100 ・信太地区マンホールポンプ電気料 110 ・安中大須賀津地区マンホールポンプ電気料 110
		3. 処理場費（公共 下水道事業）	112,249	8,340	120,589	動力費	8,340	・処理場電気料 8,340
		4. 処理場費（農業 集落排水事業）	62,766	8,998	71,764	動力費	8,998	・舟子地区処理場電気料 2,760 ・信太地区処理場電気料 1,653 ・安中大須賀津地区処理場電気料 4,585